

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（平成28年法律第63号による改正前のもの。以下「法」という。）27条1項2号の規定に基づく児童福祉司指導の措置決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成28年3月9日付けで行った法27条1項2号の規定に基づく児童福祉司指導の措置決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張している。

生活リズムを整える、学校も行かせる等、口では言っているが、児童相談所は全然何もしない。

本件児童が学校に行きたくないのは、小学校でひどいいじめに遭い、心の傷が深くなっているためであり、請求人の虐待ではない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年8月7日	諮問
平成29年9月26日	審議（第13回第4部会）
平成29年10月23日	審議（第14回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 児童虐待の防止等に関する法律（平成28年法律第63号による改正前のもの。以下「児童虐待防止法」という。）は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるという認識の下に（1条）、何人も児童に対し、虐待をしてはならないと定めた上（3条）、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県が設置する児童相談所等に通告しなければならない旨を定めている（6条1項）。そして、上記通告（6条1項）は、法25条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用するものとされている（6条2項）。

児童虐待防止法2条は、「児童虐待」として、保護者がその監護する児童について行う、「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、（中略）その他の保護者としての監護を著しく怠ること。」（3号）を掲げ、「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正版）」（平成25年8月23日雇児総発0823第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知の別紙。なお、本通知は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言とされる。）によれば、同3号の行為

は「ネグレクト」と定義され、「子どもの健康・安全への配慮を怠っている」、「食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢」などがこれに該当するとされている（第1章・1・（2））。

- (2) 法26条1項は、児童相談所長が、法25条による通告を受けた児童について、必要があると認めたときは、各号のいずれかの措置を採らなければならないものとし、1号に、次条（法27条）の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告することを掲げている。

法27条1項は、上記報告（法26条1項1号）のあった児童について、都道府県は、各号のいずれかの措置を採らなければならないものとし、2号に、児童又はその保護者を児童福祉司に指導させることを掲げている。

なお、東京都知事は、法27条1項の措置を採る権限を各児童相談所の長に委任している（法32条1項、地方自治法153条2項、児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）1条1項1号）。

- (3) そして、「児童相談所運営指針について」（平成2年3月5日児発第133号厚生省児童家庭局長通知。なお、本通知は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言とされる。）によれば、上記措置による指導のうち、児童福祉司指導について、「複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対して行う。」、「子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行う。」、「児童福祉司指導を行う場合には、市町村、福祉事務所、児童委員その他関係機関との連携を十分に図る。」とされている（第4章・第2節・2・（1））。

- 2 これを本件についてみると、処分庁は、〇〇市子ども家庭センターから、本件児童に対する児童虐待防止法6条の規定に基づく通告を受理し、その後、担当者による本件アパートへの家庭訪問及び関

係者会議等により、①請求人が、本件児童は特定の食べ物しか食べないと思い込み、食事をほとんど作らないこと、②家庭内で必要な排便トレーニングが十分に行われていないため、本件児童の非器質性遺糞症は改善せず、おむつを着用していること、③本件児童が不定期にしか登校していないこと、④請求人が、不安があると体調が悪くなり、ストレスが高くなると本件児童を強く叱ってしまうことなどを把握していたことが認められる。

そして、上記の事情の下では、請求人によって、本件児童に対し、心身の正常な発達を妨げるような養育・監護における怠慢（ネグレクト）があったと認めざるを得なく、今後も請求人による同様のネグレクトが予測される状況にあったというほかない。

また、請求人は、父の暴言及び本件児童への身体的虐待等を理由に本件児童とともに父から逃げ、宿泊提供施設に一時入所した後、本件アパートに転居してきたことや、請求人自身の体調の悪さ等もあり、様々な問題を抱えていたことが推認される。

そうすると、処分庁が、ネグレクトの疑いがある児童として通告された本件児童の保護者（請求人）に対し、虐待に該当するような行為がなされないよう適切な養育について専門的な知識等を有した者の援助・指導が必要であるとして、児童福祉司指導の措置を採ったことについて、不合理な点は認められない。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づき適切になされたものというべきであって、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人は、前記（第3）のとおり主張し、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

しかしながら、請求人による本件児童に対する養育に不適切な面があり、これらの改善のために、請求人に対して専門的な知識等を有した者の援助・指導が必要であると認められることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張を採用することはできない。

4 ところで、本件処分は、平成28年3月9日に決定され、同日付

けで本件処分通知書が発行されていたにも関わらず、処分庁は、同年7月15日に、同通知書を請求人に手交したことが認められる。

この点について、審理員の調査によれば、請求人に対する本件処分通知書の交付が遅れたのは、処分庁が、請求人の体調及び精神状況等から、本件処分通知書の交付は、請求人と面接し、処分内容を説明した上で、手渡す必要があると考えたところ、請求人の体調不良や不在等により、家庭訪問等の面接が度々延期したためであることが認められる。

そして、請求人の状態からすれば、処分庁が上記のように考えたことについて、不合理とは認められず、本件処分通知書の送達までに約4か月経過していたとしても、本件処分を取り消さなければならないほどの違法又は不当な事由があるとまでは認められない。

5 上記以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美